

お知らせ

令和5年(2023年)4月24日

報道機関各位

函館市総務部人事課

(21-3667)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 土木部・一般職 年代 20代
事案の概要	令和2年4月から令和4年8月の間に、職員の親睦会費合計955,530円を横領したもの。 なお、令和4年11月に全額が返還されている。
処分内容	停職6月
処分年月日	令和5年4月24日
その他特記事項	

担当 函館市総務部人事課
電話 (0138) 21-3667